

医政発1219第6号
薬生発1219第2号
令和元年12月19日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)
厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公印省略)

医師法施行規則等の一部を改正する省令について（通知）

「医師法施行規則等の一部を改正する省令」（令和元年厚生労働省令第79号。以下「改正省令」という。）については、本年12月13日付で公布され、令和元年12月14日から施行されることとされている。

改正の内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係者、関係団体等に周知願いたい。

記

第1 改正の趣旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号。以下「成年被後見人法」という。）において、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定（以下「絶対的欠格条項」という。）が、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定に改正されることとなった。

成年被後見人法の施行に伴い、同法により改正された法律において省令に委任された届出規定を厚生労働省令で整備する等の必要があるため、所要の改正を行う。

第2 改正の内容

（1）医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）関係

- ① 絶対的欠格条項の削除に伴い、医師免許の申請に係る添付書類として、「後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項の規定による後見登記等ファイルに自己を成年被後見人又は被保佐人とする登記記録がない旨を証明した書面」を不要とすること。（医師法施行規則第1条の3第2項関係）
- ② 成年被後見人法により改正された医師法（昭和23年法律第201号）第8条において、厚生労働省令で定めることとされた、精神の機能の障害により業務を適正に行うことができなくなった旨の届出規定を定めること。（医師法施行規則第3条の3関係）
- ③ 医師免許の申請書について、所要の改正を行うこと。（医師法施行規則第一号書式）



④ その他所要の改正を行うこと。

(2) 歯科医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 202 号）関係

- ① 絶対的欠格条項の削除に伴い、歯科医師免許の申請に係る添付書類として、「後見登記等に関する法律（平成 11 年法律第 152 号）第 10 条第 1 項の規定による後見登記等ファイルに自己を成年被後見人又は被保佐人とする登記記録がない旨を証明した書面」を不要とすること。（歯科医師法施行規則第 1 条の 3 第 2 項関係）
- ② 成年被後見人法により改正された歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 8 条において、厚生労働省令で定めることとされた、精神の機能の障害により業務を適正に行うことができなくなった旨の届出規定を定めること。（歯科医師法施行規則第 3 条の 3 関係）
- ③ 歯科医師免許の申請書について、所要の改正を行うこと。（歯科医師法施行規則第一号書式）
- ④ その他所要の改正を行うこと。

(3) 薬剤師法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 5 号）関係

- ① 絶対的欠格条項の削除に伴い、薬剤師免許の申請に係る添付書類として、「後見登記等に関する法律（平成 11 年法律第 152 号）第 10 条第 1 項の規定による後見登記等ファイルに自己を成年被後見人又は被保佐人とする登記記録がない旨を証明した書面」を不要とすること。（薬剤師法施行規則第 1 条第 2 項関係）
- ② 成年被後見人法により改正された薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 10 条において、厚生労働省令で定めることとされた、精神の機能の障害により業務を適正に行うことができなくなった旨の届出規定を定めること。（薬剤師法施行規則第 3 条の 3 関係）
- ③ 薬剤師免許の申請書について、所要の改正を行うこと。（薬剤師法施行規則様式第一）
- ④ その他所要の改正を行うこと。

(4) その他

所要の改正を行うこと。

第 3 経過措置

- (1) 改正省令の施行の際現にある改正省令による改正前の様式により使用されている書類は、改正省令による改正後の様式によるものとみなす。
- (2) 改正省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第 4 施行期日

令和元年 12 月 14 日（成年被後見人法施行の日（公布の日から起算して 6 か月を経過した日））

(参考)

- 別添 医師法施行規則等の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第 79 号）

